

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 入会林野整備計画の適否の決定  
保安林の指定の解除  
土地改良事業計画の適否の決定 (二件)  
土地改良事業変更計画の適否の決定  
都市計画法第六十六条による告示  
開発行為に関する工事の完了  
都市計画公園の変更 (二件)
- ◇ 選管告示 政党等の収支報告書の受理
- ◇ 正 誤 昭和四十八年七月鳥取県告示第四百九十九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百五十九号

日野郡日野町中菅入会林野整備組合長日野郡日野町中菅二九一番地石田虎男から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十八年九月六

日適當と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百六号)第六條第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 縦覧に供する書類の名称

中菅入会林野整備計画書の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十九日から三十日間

#### 三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び日野町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

### 鳥取県告示第六百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町壺栗五四三七、五四三八(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十一号

昭和四十八年七月十六日付で岸本町長から申請のあつた土地改良(吉定地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十二号

昭和四十八年七月十二日付で名和町長から申請のあつた土地改良(西坪地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十三号

昭和四十八年八月二日付で日吉津村長から申請のあつた土地改良(日吉津地区農業用排水)事業変更計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三―四―七 青木団地線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

米子市青木地内

鳥取県告示第六百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年五月二十一日 鳥取県指令受都計第四百八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字下六反物

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市相生町四二九

有限会社辰陽企画

代表取締役 山田陽之助

鳥取県告示第六百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、羽合都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の

図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の名称

変更前 第五・八・一号 鳥取海岸臨海公園

変更後 第五・八・一号 事郷湖羽合臨海公園

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東郷都市計画公園を変更したの  
で、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に  
より、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の  
図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 2 期間昭和48年1月1日から昭和48年6月30日まで
- 3 報告書の要旨

一 変更に係る都市計画の名称

変更前 第五・八・一号 鳥取海岸臨海公園

変更後 第五・八・一号 東郷湖羽合臨海公園

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条及びこれを  
準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部  
の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規  
定により、次のとおり公表する。

昭和四十八年九月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章



鳥 取 県 徳 安 後 援 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48. 7. 6
鳥 取 県 東 部 徳 安 後 援 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48. 7. 10
鳥 取 県 労 働 組 合 総 評 議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48. 7. 11
日 本 連 族 政 治 連 盟 鳥 取 県 支 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48. 7. 7
日 本 共 産 党 鳥 取 県 委 員 会	3,630,590	29	593,000	0	0	3,613,269	172	3,502,384	0	0	0	48. 8. 13
日 本 司 法 書 士 政 治 連 盟 鳥 取 会	112,800	0		0	0	39,500	4	39,500	0	0	0	48. 8. 11
日 本 社 会 党 鳥 取 県 本 部	3,684,199	0		0	0	3,464,899	74	3,387,013	54	36,066	0	48. 8. 17
野 津 英 頭 後 援 会	100,000	1	100,000	0	0	96,354	8	94,219	4	2,135	0	48. 7. 31
盤 田 幸 一 山 後 援 会	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	48. 7. 9
広 田 藤 衛 後 援 会	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	48. 7. 17
宮 崎 正 雄 後 援 会	700,000	3	700,000	0	0	714,255	57	696,135	0	0	0	48. 8. 8
民 有 林 振 興 協 会 鳥 取 支 部	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	48. 7. 4
矢 田 和 失 後 援 会	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	48. 7. 12
山 本 昇 造 後 援 会	25,000	1	25,000	0	0	0	0	0	0	0	0	48. 7. 10

4 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額 円	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事 業所の所在地
公明党鳥取県本部	100,000	1	門脇義久	農業	米子市
小林国司後援会	100,000	1	高木多喜雄	団体役員	鳥取市
神道政治連盟鳥取県本部	50,000	1	宮野驥美夫	"	"
日本共産党鳥取県委員会	159,000	6	鳥取県神社庁 石尾実	政党役員	"

	山本昇造後援会	25,000	1	山崎 登	無	無	鳥取市
	野津英顕後援会	100,000	1	鈴木 銳	無	無	鳥取市
	宮崎正雄後援会	500,000	1	牛尾 甫	政党役員		米子市
		100,000	1	中田 大蔵	市議会議長		鳥取市
		100,000	1	江原 勝二	市議会議長		米子市
		32,000	2	伊藤 昭二	市議会議長		鳥取市
		23,000	2	田江 裕二	政党役員		鳥取市
		10,000	1	田原 正博	市議会議長		鳥取市
		10,000	1	草刈 皓正	市議会議長		鳥取市
		10,000	1	南 博	市議会議長		鳥取市
		20,000	1	保田 睦美	市議会議長		鳥取市
		10,000	1	津村 勝光	市議会議長		倉吉市
		20,000	1	松本 吉彬	市議会議長		鳥取市
		70,000	1	野津 三男	市議会議長		鳥取市
		100,000	1	近代化政策研究会	市議会議長		鳥取市
		500,000	1	小谷 勝	市議会議長		鳥取市
		100,000	1	石谷 房実	市議会議長		鳥取市
		25,000	1	山崎 登	市議会議長		鳥取市
(ロ) 支出	政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的			
	公明党鳥取県本部	1,000	1	厚生費			
		210,000	6	家屋費			
		107,090	6	交通費			

自由民主党鳥取県支部連合会	269,510	12	通信費
	9,000	2	繕用費
	169,460	25	修需費
	1,000	1	会費
	15,000	1	寄附金
	419,698	20	活動費
	38,454	18	雑件費
	1,346,220	52	人旅費
	326,720	31	旅通費
	288,976	25	信動費
	981,324	105	活会費
	342,410	17	大広告費
	131,070	28	大党用費
	1,223,200	11	党需用費
	122,965	18	需用費
	90,000	6	家屋費
	360,692	56	雑費
神道政治連盟鳥取県本部	40,680	3	旅費
生長の家政治連合鳥取県支部	77,330	10	旅通費
	20,927	20	信議費
	18,870	7	活動費
	5,424	6	修費
	58,000	3	研費
	204,000	4	分担金



全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	19,515	8	事務費
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	88,847	3	会議費
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	6,730	1	会費
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	284,933	1	会費
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	119,100	7	旅費
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	206,518	1	旅費
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	1,410	1	旅費
鳥取県医師連盟	40,000	1	旅費
鳥取県医師連盟	38,400	1	旅費
鳥取県医師連盟	840	1	旅費
鳥取県中部歯科医師政治連盟	7,800	1	旅費
日本共産党鳥取県委員会	2,587,000	60	旅費
日本共産党鳥取県委員会	296,000	22	旅費
日本共産党鳥取県委員会	88,570	40	旅費
日本共産党鳥取県委員会	214,368	6	旅費
日本司法書士政治連盟鳥取会	321,446	44	旅費
日本司法書士政治連盟鳥取会	11,730	1	旅費
日本司法書士政治連盟鳥取会	27,765	3	旅費
日本司法書士政治連盟鳥取会	1,396,953	12	旅費
日本社会党鳥取県本部	5,277	4	旅費
日本社会党鳥取県本部	351,972	46	旅費
日本社会党鳥取県本部	17,850	12	旅費
日本社会党鳥取県本部	84,440	10	旅費

野津英頭後援会	50,800	9	広	費
	1,750	1	教	費
	970,275	26	補助・交付金	
	150,000	6	家	費
	393,762	102	需	費
	30,000	1	人	費
	18,000	1	家	費
	47,664	9	需	費
	690	1	通	費
宮崎正雄後援会	214,000	8	人	費
	153,000	6	家	費
	1,020	1	旅	費
	2,000	1	会	費
	192,955	6	通	費
	39,000	11	告	料
	94,160	24	用	費

正 誤

昭和四十八年七月鳥取県告示第四百九十九号(昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号の一部改正について)中次の箇所について誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
 三 上 八 鳥取県立第一更正指導所 鳥取県立第一更生指導所

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】